医業未収金回収業務委託契約書(案)

　業務委託者　沖縄県立八重山病院　院長　和氣　亨　を甲とし、業務委託者　○○○○を乙として、以下のとおり「沖縄県立八重山病院　医業未収金回収業務委託」に関する契約を締結する。

第１条（総則）

甲及び乙は、本契約書及び「沖縄県立八重山病院医業未収金回収業務委託仕様書（以下「本仕様書」という。）」に従うとともに、日本国の法令を遵守し、本契約（本契約書及び仕様書を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

第２条（目的）

沖縄県立八重山病院（以下「当院」という。）において、診療費の患者負担に係る医業未収金の縮減に向けて、訪問督促等の発生防止対策及び回収業務に努めているところである。医業未収金について、当院の運営に支障を及ぼす問題となっており、対策強化は喫緊の課題となっている。医業未収金回収業務について、民間事業者のノウハウ及び実績を活用し、円滑かつ効率的な債権回収を行う事で、医業未収金縮減を図る事を目的とし、甲より乙へ当該事業を委託するものとする。

第３条（契約期間及び解除）

1. 本契約の期間は、契約締結日から令和８年３月31日までとする。
2. 前項に定める契約期間中であっても、いずれの当事者も、相手方に対し書面による解除の通知を行うことができる。この場合、解除通知書が相手方に到着した日を契約解除日とし、甲乙の協議のうえ委託料の精算を行うものとする。
3. 甲は、次の各号の一つに該当するときは契約を解除することができるものとし、甲はこれによって生じた乙の損害については、いずれもその責を負わないものとする。

　　　（ア） 乙が本契約に違反したとき。

　　　（イ） 乙が契約者たる資格を欠いたとき。

（４）甲は予算範囲で契約を解除することができるものとする。

第４条（契約保証金）

　　乙は、甲に対し、沖縄県病院事業局財務規則第133条に基づき、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上を納める。ただし、同条第２項に該当する場合はこれを免除する。

第５条（権利義務の譲渡等）

　乙は、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその

権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの

限りでない。

第６条（一括再委託等の禁止）

1. 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。なお、履行補助者である事務員は、第三者に含まれないものとし、本契約業務に伴う事務処理を行わせることができる。
2. 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、請負わせてはならない。
3. 乙は、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
4. 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
5. 乙が第１項から第３項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

第７条（業務委託内容）

甲は乙に対し、以下に定める医業未収金回収業務を委託し、乙はこれを受託する（以下、「本件業務」という。）。

1. 業務の名称は、「沖縄県立八重山病院　医業未収金回収業務」とする。
2. 業務の内容は、本仕様書記載のとおりとする。
3. 委託料（甲が乙へ支払う成功報酬）の支払方法は、本仕様書添付の別紙記載のとおりとする。

第８条（委託する医業未収金）

甲が乙に回収業務を委託する医業未収金は、次のとおりとし、内容及び明細は、別途「委託未収金一覧表」により甲乙双方で確認するものとする。

　件数　1,906件

　金額　76,276,674円

第９条（委託した医業未収金の除外）

1. 前条の規定により委託した医業未収金のうち、和解のない医業未収金について、乙が３か月間、交渉・督促を行っていない場合、甲の申し出により、その医業未収金について委託未収金一覧表から除外できることとする。
2. 前項のほか、前条の規定により委託した医業未収金の一部について、甲乙間の協議のうえ、委託未収金一覧表から除外することができるものとする。

第１０条（業務の遂行）

1. 乙は、本件業務を、善良なる管理者の注意をもって遂行する。
2. 甲は、乙に、本件業務委託に際し、瑕疵のない医業未収金情報を提供する。甲は、本件業務を乙に委託後に、直接、医業未収金を受領した場合は、直ちに乙にその旨を連絡する。この連絡の遅延・不履行による一切のトラブルについて、乙はその責めを負わない。
3. 乙は、本件業務の遂行に際し、別紙に記載のない事項の処理が必要であると判断した場合には、その旨を甲に報告し、それらの事項についての依頼の有無、依頼する場合の条件等について、両者協議のうえ決定する。

第１１条（秘密保持）

1. いずれの当事者も相手方によって開示された、または本契約書の履行ないし本件業務の遂行課程で取得された相手方の固有の技術上、営業上その他の業務上の情報を秘密として扱うものとし、当該相手方の事前の書面による承諾なく、これらの情報を本契約の目的以外に使用し、または第三者に開示してはならない。
2. 乙は、その他本契約に基づき知り得た一切の個人情報を、第三者に開示・漏示してはならない。
3. 本条の規定は本契約終了後も有効に存続する。
4. 個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

第１２条（管理義務）

　乙は、甲より提供された情報について、第三者及び履行補助者である事務員がこれを不正に使用しないよう管理する義務を負う。

第１３条（業務実施状況報告及び医業未収金回収結果報告）

　乙は、毎月の医業未収金回収、督促状況及び回収結果について、翌月１０日までに報告書を電子媒体により甲へ提出するものとする。報告書に記載する報告内容は、本仕様書記載のとおりとする。

第１４条（委託料の請求及び支払い）

1. 乙は毎月分の回収実績に基づき、翌月15日までに委託料の請求書を甲に送付する

ものとする。

1. 甲は、納入通知書に基づく乙の入金を確認後、前項の請求書受領後30日以内（金融機関が休業日にあたる翌営業）に委託料を乙に支払うものとする。

第１５条（損害賠償）

　いずれの当事者も、その責めに帰すべき理由により、本契約に違反した場合には、その相手方が被った損害を賠償する。賠償の範囲は、相当因果関係が認められる範囲とする。

第１６条（暴力団等の排除）

（１）甲は、次項第１号の意見を聞いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

（ア）沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第２条１号に規定する暴力団

（イ）沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第２条２号に規定する暴力団

　員

（２）甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

（ア）乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。

（イ）前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

（３）乙は、本契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

第１７条（不可抗力）

甲又は乙が本契約下において相手方に負う義務及び責任又はその遂行が天地異変、火災、

戦争、騒動、法令の改廃、制定、公権力による命令処分、同盟罷業その他の争議行為、輸送

機機関等の事故等の不可抗力により制限又は阻害された場合、各当事者は相手方に対して

その義務及び責任の一部又は全部を負わないものとする。

第１８条（消費税率の改定に伴う留意事項）

　本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、改正後の税率により定めるものとする。

第１９条（労働関係法令の遵守及び調査）

（１）乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

（２）甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

第２０条（管轄の合意）

　本契約に関し、紛争が生じた場合、準拠法は日本法とし、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第２１条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、いずれの当事者

も誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

甲（業務委託者）　住　所　沖縄県石垣市真栄里584番地１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　沖縄県立八重山病院

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　院長　和氣　亨　㊞

乙（業務受託者）　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者